

愛西揚水 水管理システム更新工事完了

経年劣化した水管理システム及び用水施設の更新工事が完了し、
運用を開始いたしました。

旧システムは日々の不具合が多くなり、機械の部品調達も難しくなるなど、修理費用が嵩むようになってきました。この度の更新事業により新しくなったシステムは、長寿命対応のパソコンや、無線通信を採用するなど、導入費用、メンテナンス費用を軽減し、交換部品の長期的調達が可能となりました。また、メイン操作とは別に簡易操作卓を設け、更に通信や入出力についても万一の不具合に備えて2重化にし、用水の安定供給を図っています。



旧システム



新システム



大型モニタで全体の
状況監視を実現



雨量計の設置により、
雨天時の効率的な水管理が可能



自営線から無線へ切り替えたこと
により、耐雷対策と維持管理費を軽減



1階事務所内でも監視が可能

工事の様子





理事長

西川 太平

発刊にあたって

本晴・秋の詩」の刈取り時期に天候の不順が続き、耕作者の皆さんは少々ご苦労いただきましたが、稲刈りが終わった水田では、一部「麦播種」更には「大豆収穫」へと計画的に作業を進めて頂いているところでございます。

今回、アメリカの次期大統領が選出されたことで、TPP問題の先行きが不透明になってきたようです。「市場経済への適応」と「地域社会の維持」、一見、この二つの価値観が対立しているように見えますが、この異なる価値観のどちらを優先させるかでは無く、その両方に対応してレベルアップを図ることが重要であります。特に「地域社会の維持」については「多面的機能」として他国に例を見ない日本農業の特質であると思います。

当改良区でも、その基盤となる農業用施設の機能を十分に発揮できるよう、適切に維持管理していく所存であります。

今後とも役員・職員一同が一丸となって、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参りますので、引き続き皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

一段と寒さが厳しい季節となってまいりましたが、組合員の皆さまには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、愛西土地改良区の事業・運営に深いご理解とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今年の水稲の作況指数、10月15日農水省発表によりますと、全国103に対し、滋賀県は104で平年と比べてやや良となっております。理由としましては、「①生育期間を通じておおむね天候に恵まれたこと。②台風の被害があったものの、面積的には限定的であったこと。③病害虫の被害が少なかったこと」…が、挙げられております。当改良区管内に於きましては、やや良としながらも、地域によって多少の差が出たとも聞いております。

また、「24時間送水」を実施することなく、電気料金値上げの心配がありましたものの、原油価格の下落で思いのほか電気代が安く収まりました。後半は「日

平成28年度 臨時総代会開催

平成28年11月18日（金）愛西土地改良区本館会議室におきまして、平成28年度臨時総代会が開催され、滋賀県湖東農業農村振興事務所次長 杉本晃様、彦根市産業部次長 長野繁樹様のご臨席をいただきました。議長に西澤育男氏（第1選挙区・彦富町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。

審議事項

- ・平成27年度事業報告、一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに財産目録の承認について（監査報告）
- ・平成28年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算の議決について
- ・愛西土地改良区土地改良事業負担軽減規程（案）の議決について

以上、全て原案どおり議決されました。



議長 西澤育男氏



平成28年度 一般会計歳入歳出補正予算

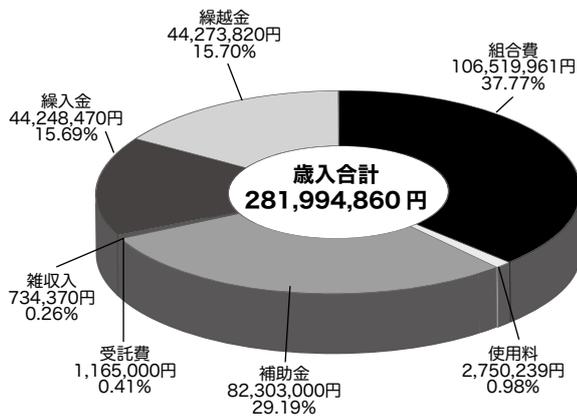
(単位：千円)

歳 入					歳 出				
科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
組合費	117,233	122,813	5,580	事業計画変更	事務費	38,028	38,028	0	
使用料	2,910	2,910	0		事務所費	1,064	1,064	0	
補助金	225,652	191,536	△ 34,116	事業計画変更	基幹施設費	8,767	9,767	1,000	排水路整備
補償金	3,000	3,000	0		揚水管理費	85,740	75,840	△ 9,900	電気料金減
受託費	304	304	0		事業費	190,104	160,904	△ 29,200	事業計画変更
雑収入	3,170	3,307	137		負担金	36,514	36,514	0	
繰入金	57,065	41,614	△ 15,451		繰出金	17,537	28,037	10,500	前年度繰越金
繰越金	10,000	29,834	19,834		償還金及び利子	30,350	33,934	3,584	繰上償還
歳入合計	419,334	395,318	△ 24,016		交付金	80	80	0	
					補償費	1,150	1,150	0	
					予備費	10,000	10,000	0	
					歳出合計	419,334	395,318	△ 24,016	

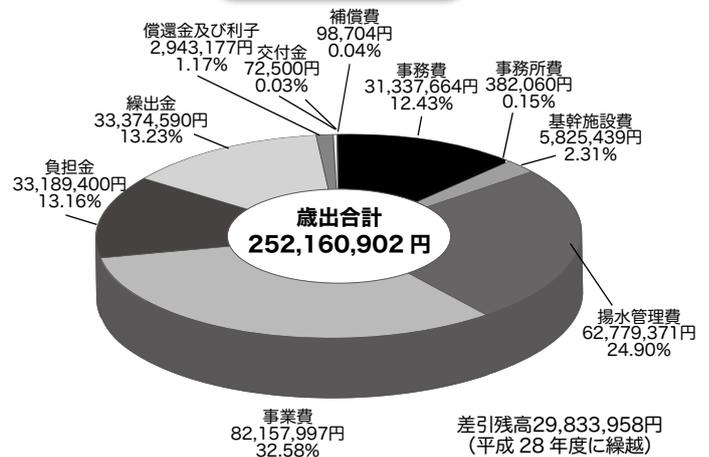
財務状況の公表《平成27年度 決算》

一般会計

歳 入



歳 出



監査結果報告

平成28年8月10日に、平成27年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに財産目録、また、平成28年度運営及び上期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

尚、意見として

- ・土地改良区体制強化基本計画について、土地改良区が管理する施設の現状及び施設管理強化への取り組みの基本方針に関わるもの、施設の維持管理また、財務状況の明確化への複式簿記についての研修等、関係機関との調整を図り齟齬のないよう努めること。
- ・平成27年度は、雨天で送水中止された日も多く、干天時は延長送水はあったものの、適時的確な運転につとめられたところであり、全体送水量、電力量ともに前年を下回ることとなった。平成28年度は、電力料の軽減措置が見込めず通常料金単価が掛かってくること、また、本年度も特に厳しい日照りが続いており、延長送水により電力量の増加が懸念される。営農関係者等との調整を図り、使用水量の平準化、無駄水防止等の啓発・啓蒙に努めるとともに、運転の効率化を図り経費の節減に努められたい。
- ・最近の厳しい農業情勢の中での多様な組合員の理解を得るため、土地改良事業の必要性等啓蒙・啓発に努めること。
- ・未収金の回収については、各種方策を通しての回収努力は認めつつ、今後も引き続き対応記録の保存・複数体制対応等での努力を願う。

以上4点を意見として述べました。

以上、監査報告といたします。

平成28年11月18日 総括監事 川村 徳和



平成27年度決算

特別会計

会計名	残高(円)
農地転用決済金特別会計	185,304,686
職員退職給与金積立金特別会計	53,133,704
財産処分特別会計	23,308,044
財政調整積立金特別会計	195,113,092
愛西揚水維持管理費積立金特別会計	296,636,933
曾根沼揚水維持管理費積立金特別会計	34,405,047
愛西揚水更新事業費積立金特別会計	79,537,970
発電事業特別会計	58,180
合計	867,497,656

地区面積	1,533.35 ha
田	1,476.01 ha
畑	57.34 ha

財産目録（発電事業特別会計除く）

科目	金額(円)
I 資産の部	
1 流動資産	
現金及び預金	29,833,958
未収賦課金	170,420
流動資産合計	30,004,378
2 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物	99,865,000
車両運搬具	2,365,990
工具器具等	18,227,892
(2) 無形固定資産	
ソフトウェア	1,597,350
(3) その他固定資産	
特定資産	
特別会計積立金	867,439,476
建物更生共済金	236,089,866
その他資産	
出資金	165,000
長期未収賦課金	554,433
固定資産合計	1,226,305,007
資産合計	1,256,309,385
II 負債の部	
1 流動負債	0
2 固定負債	
長期借入金	34,729,728
積立金	867,439,476
固定負債合計	902,169,204
負債合計	902,169,204

財産目録（発電事業特別会計）

科目	金額(円)
I 資産の部	
1 流動資産	
現金及び預金	1,037,722
前払金	241,820
流動資産合計	1,279,542
2 固定資産	
(3) その他固定資産	
特定資産	
発電専用機械装置	19,094,422
発電事業建設改良積立金	580,000
固定資産合計	19,674,422
資産合計	20,953,964
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	979,542
流動負債合計	979,542
2 固定負債	
修繕引当金	300,000
固定負債合計	300,000
負債合計	1,279,542
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	19,674,422
(うち特定資産への充当額)	(19,674,422)
2 一般正味財産	0
正味財産合計	19,674,422
負債および正味財産合計	20,953,964

* 発電事業特別会計は複式簿記方式会計経理により財産目録を別に作成

平成27年度 農地転用実績

転用目的	転用面積 (m ²)
農業用施設	601.00
駐車場、資材置場	3,670.00
工場	250.00
住宅	3,504.00
太陽光発電施設	1,967.00
道路、公園、幼稚園用地	2,573.43
合計	12,565.43

◎転用面積 12,565.43m²
 田 11,836.43m²
 畑 729.00m²

◎地目変更 (田から畑に変更) 638.00m²

土地改良事業負担軽減規程

平成28年度臨時総代会において、土地改良事業負担軽減規程が議決されました。

この規程は、農道舗装や農業用施設の整備補修、地元自主施行に対する地元負担を軽減し、農業生産基盤の整備を推進するものです。(下表参照)

《農道舗装》

行政補助金	改良区補助金	地元負担金
0%～50%	18.5%～32.5%	31.5%～67.5%

《土地改良施設整備》

行政補助金	改良区補助金	地元負担金
0%～50%	10.0%～30.0%	40.0%～70.0%



地元による農道補修

《地元自主施行》 ※まるごと保全向上活動等の補助事業との重複は認められません。

事業の種類	補助対象の内容	改良区補助率
資材購入費	弁類、U字溝、砕石、アスファルト合材等 整備補修の材料費	当該事業費の 30%以内 (・年間1組織当たり1回) (・対象事業費5万円以上) (・負担限度額30万円)
機械経費	整備補修のための機械レンタル・リース料	
請負工事	土木業者と契約し、一括して工事を行う経費	

愛西管内の様々な農業用施設が老朽化に伴い、今後その機能を十分に発揮できなくなることも考えられます。施設点検も含め、本規程を有効に活用していただき適切な維持管理をお願い致します。詳しくは、愛西土地改良区事務所までご相談ください。

平成28年度 愛西揚水機場送水実績

◎ 今年度より新たな揚水機場水管理システムにて運用開始

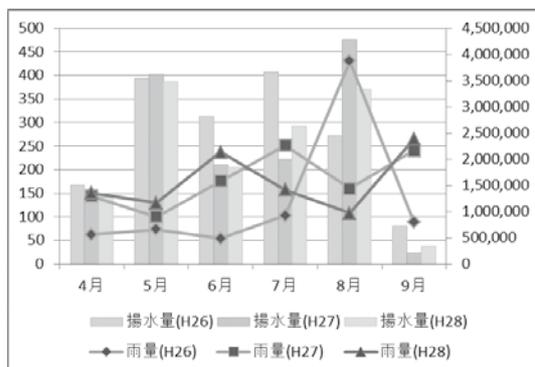
本年の送水は4月20日から始まり、9月30日をもって終了しました。

用水需用状況に応じ、7月22日から24日及び8月1日から15日まで計画を変更し、延長送水(14時間送水)を実施しました。計画の変更(中止・中断)や用水不足発生時の案内等は、送水情報メールにて配信しました。

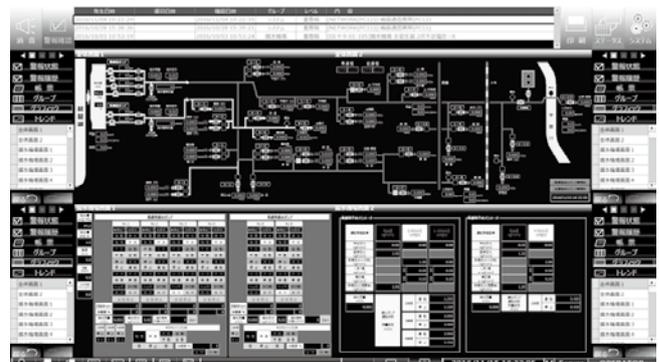
また、当揚水機場の水管理システムが更新され、取水状況等の詳細把握が容易となり、より現状に即した水管理ができるようになりました。

今後も無効放流等による用水不足を発生させないため、個人及び集落での水管理強化に役立つ情報提供を行って参ります。

揚水量と雨量の関係(H26～H28)



新 水管理システム



◎ 太陽光発電売電収入を愛西揚水維持管理費に充当

H27年度太陽光売電収入額は1,468,101円であり、太陽光発電施設の必要経費を除いた、399,542円を愛西揚水の維持管理費に充当しております。なお、H28年度太陽光売電収入額は、約500万円を見込んでおります。

第13回 愛西土地改良区運営委員会開催

平成22年度に設置された運営委員会は、農家だけでなく、非農家や集落役員、関係機関の方々23名で構成されています。

◎主な協議テーマ

農業生産基盤の整備推進を図ることを目的に、地元負担軽減のため、土地改良事業に要する経費に対して、予算の範囲内において一部を土地改良区が負担することについて意見を

伺いました。



このことについて未整備田、農道の砂利舗装、施設の更新等様々な角度からご意見をいただき、大変参考になりました。また、改良区の運営に関することや普段感じておられることなど自由な意見交換をされ、改良区はもちろんのこと、委員の皆様においても参考になるお話ばかりでした。



生き物観察会



地元米試食



田植え



田植え



田植え機



稲刈り



稲刈り



稲刈り



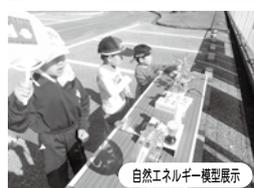
ブーメラン作り



ハサ掛け



自然エネルギー模型展示



自然エネルギー模型展示



キャベツ収穫



ひちこうじ



アイガモ放鳥



アイガモ



新米試食



焼き芋

みどり 水土里ふれあい体験

「水土里ふれあい体験」とは、初夏に田植え、秋に稲刈りを体験していただくイベントです。

今年も彦根市内外からたくさん参加していただき大盛況でした。

田植え 田植え6月12日(日)開催
田んぼに入って手で植えていただきました。その他、サツマイモ植え、田んぼの雑草や害虫を食べてくれるアイガモの放鳥、田んぼや川に棲む生き物観察会、地元米の試食をしました。

収穫祭 収穫祭10月16日(日)開催
稲刈りはカマを使って収穫、はさかけを体験していただきました。キャベツ収穫体験、地元でとれた新米をおにぎりにしてみんなでお昼ご飯を食べました。
その他ブーメランづくりや自然エネルギーの模型展示を行いました。

琵琶湖の固有種であり「ふなずし」の原料であるニゴロブナの仔魚（しぎよ）を田んぼへ放流し、1ヶ月後に成長した稚魚（ちぎよ）をつかみ琵琶湖、または琵琶湖へ続く水路へ戻します。

この学習会をとあして、子供たちが将来に亘り田んぼの役割や、琵琶湖の環境に関心を持ってくれることを期待しています。

**田んぼで
ニゴロブナを
育てよう**

稲枝西小学校



稚魚放流



仔魚放流



授業風景



稚魚つかみ



魚道見学

稲枝北小学校



仔魚放流



魚道見学



授業風景



稚魚つかみ



稚魚放流



いなえまちおこしフェア2016 ～アンケートに答えてフリスビーにチャレンジ～

毎年恒例のいなえまちおこしフェアに当区も参画させていただきました。

土地改良事業の紹介パネルや、自然エネルギーで動く模型を展示いたしました。アンケートに答えて下さった方にはダンボールフリスビーに挑戦いただき、子供から大人まで大好評でした。多数ご参加いただきありがとうございました。



事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。
(ホームページ <http://www.midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★組合員に変更があったとき(自己申告!!)

※末尾の書類をご提出下さい。

- 相続、贈与や経営移譲(農業者年金受給等)による変更
- 売買、貸借による変更
- 住所等の変更
- 耕作者の移動による変更

★農地を農地以外に変更するとき

- 田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地(道路、公園等)に売る・寄付する場合

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★田から畑へ変更をするとき

- ※農業委員会の許可後、届出して下さい。
- 田を畑に変更する場合

当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくことになります。



賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

土地改良区事業功労者表彰

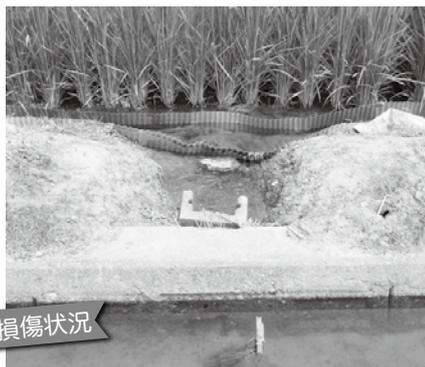
愛西土地改良区職員 総務課係長 福原 哲史

平成28年7月15日 滋賀県土地改良事業団体連合会湖東支部協議会において、土地改良事業功労者表彰をいただきました。

《休閑期に施設の点検・整備をお願いします》

空気弁や仕切弁、一筆給排水施設の老朽化が進んでおります。特に空気弁が正常に動作しなくなると送水管に負担がかかり、破損にもつながります。この時期に出来る点検・整備をお願いいたします。また、劣化が原因で漏水を繰り返している箇所については、更新の検討をお願いいたします。空気弁の分解清掃方法等については、説明指導させていただきます。

戻水戸・溝畔の損傷は無効放流の原因となりますので、必ず補修をお願いいたします。



戻水戸周辺損傷状況



空気弁分解清掃

理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西 土地改良区	
受付第	号
平成 年 月 日	

(様式第7号)

組 合 員 変 更 届 出 書

(組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

平成____年____月____日

____愛 西____土地改良区理事長 様

現組合員 住所 _____

氏名 _____ (印)

〒

新組合員 住所 _____

ふりがな (_____)

氏名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 性別 男 ・ 女

TEL _____

新所有者 住所 _____

氏名 _____ (印)

新耕作者 住所 _____

氏名 _____ (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町 名	字 名	地 番	地目	用途	登記簿面積 m ²	備 考

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※(1)には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続 ・ 経営移譲 ・ 賃貸借 ・ 売買 ・ その他 (_____)

(2) 時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 変更後の賦課金交替時期

_____ 年 _____ 月 _____ 日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※㊤は、認印で結構です。

切り取り線

ご記入はボールペン又はインクでお願い致します。

記 入 例

現組合員が亡くなられている場合は、現組合員の押印は不要です。
(新組合員の押印は必要です)

ご記入された日付を書いて下さい。

組 合 員 変 更 届 出 書 (組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛 西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 一 郎 (印)

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな (あい せい た ろう)

氏名 愛 西 太 郎 (印)

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男 ・ 女

TEL 0749-43-2261

新所有者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 太 郎 (印)

新耕作者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛 西 太 郎 (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	備考
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	
〃	〃	338-1	田	田	3,000	
〃	〃	339	田	田	2,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続 ・ 経営移譲 ・ 賃貸借 ・ 売買 ・ その他 ()

(2) 時期 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更後の賦課金交替時期

〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更後の賦課金納入者

相続の場合は、お亡くなりになられた日付をご記入下さい。

新組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入下さい。

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛 西 (事務所) . . . 0749-43-2261

切
り
取
り
線